

新BIS規制 カウンタートダウンへ

あと二年と数カ月後、〇七年三月末の新BIS規制実施へ向けて金融界では対応作業が進められている。新規制では自己資本比率のリスク感応度が高まっている。たんなる規制の変更ではなく融資慣行の変革や、事務管理体制の見直しなど新しい銀行ビジネスモデルの構築を迫るインパクトとなりそうだ。

リスクをふまえた 貸出・事務管理の動きに追い風 経営体制の整備とビジネスモデルの転換を

日本銀行 信用機構局
参事役 宮内 篤

バーゼル銀行監督委員会は今年六月末に新しい自己資本規制の枠組みに関する最終案（新BIS規制案）を公表した。これを受けた国内規制の策定作業が精力的に進められ、一〇月末には「新しい自己資本比率規制の素案」がパブリック・コメントに付された。この間、金融機関ではシステムの整備やデータベースの再構築をはじめとする作業が本格化するなど、〇七年三月末の規制実施に向けて急ピッチでさまざまな準備が進んでいるところである。本稿では、新BIS規制案の導入が、わが国の金融システムに及ぼす影響について展望する。とくに、リスク感応的な規制に伴う融資慣行の見直しの可能性、景気変動の安定性への影響（いわゆるプロシクリシティ問題）、オペレーショナル・リスク計量化に伴う事務管理体制の変化、統合リスク管理の高度化、地域金融機関のリスク管理体制への影響、などについて整理する。

リスクを反映した 貸出行動へ

新BIS規制案では信用リス

クに対する自己資本賦課について 大別して二つの手法を示して おり、金融機関は自らのリスク プロファイルやリスク管理水準 に合わせていずれかを選択することになる。これには、外部格付に依拠してリスク・ウェイトを適用する「標準的手法」と、金融機関が自らの内部格付に基づいて独自に計測した指標を用いる「内部格付手法」とがある。このうち「内部格付手法」に

「資本の効率性指標」が経営管理の中核に

銀行ビジネスモデルの変革をもたらす

三井住友銀行
統合リスク管理部
制度・計量化第二グループ長
菅井 洋生

九八年にBIS規制の抜本的な見直しが発表されてから六年の月日が経ち、ようやく本年六月に新BIS規制についての国際的な最終合意が発表された。本邦でも先月末に告示案がパブリック・コメントに付されたことにより、新規制導入もいよいよカウントダウンに入ったと感ずる。そこで、本稿では「新BIS規制が民間銀行の経営に与える影響をどのように考えるか」について拙論を展開する。

個別行の経営に与える影響

新規制の直接的な影響といえ
ば、「自己資本比率への影響」と
いうことになる。ただ、パーゼ
ル委員会でも二年間の予備計測
期間を設けて慎重にスケーリン
グファクター等の調整を行うと
しており、個別行としても試算
段階での監督当局による検証や

内外監査を経ていない数字をも
とに論ずるのは時期尚早であ
る。

しかし、総論的には八八年合
意がその後の銀行経営を「量的
拡大」から「質的拡大」、ノン
アセットビジネスへの転換へと
大きく導いたように、新規制も

たんなる自己資本比率規制上の
変更ではなく、「銀行のビジネ
スモデルに対して変革をもたら
すもの」と理解しておく必要が
あるだろう。

なお、新規制は多様な採用手
法の選択肢を用意し、オペレー
ショナル・リスクという新しい
リスクの概念を導入している
が、紙面の都合から、本稿では

「信用リスク」における「内部
格付手法」を採用する銀行に及
ぼす影響について、より重要と
思われる点に絞って論述するこ
とをしたい。

経営管理制度の見直し
新規制の背景および邦銀の状況
まず規制の見直しが検討され
た背景として、金融工学の発展

リスク計測を精緻化し、 リスク管理の高度化に対応

自己資本の負担水準はほぼ現行規制並み

金融庁 監督局 総務課
監督調査室長 北村 信

金融庁では本年六月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「自己資本に関する新しいバーゼル合意」（いわゆる「バーゼルⅡ」）の最終案をふまえ、わが国の自己資本比率規制に関する告示の改正準備作業に取り組んできた。今般、新しい規制の素案をとりまとめ、各方面からのご意見を求めるべくパブリック・コメントに付したところである（金融庁ホームページhttp://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/ginkou/f20041028_1.htm参照）。本稿ではその概要を紹介しつつ、新しい規制案の目指すところやその意義にも触れてみたい（本稿における意見はすべて執筆者の個人的見解である）。

わが国の自己資本比率規制の経緯

自己資本比率規制は、金融機関の経営の自由度を確保しつつ、金融機関が保有するリスクに見合う最低自己資本を維持さ

せることにより、その健全性を確保し、破綻を回避することを通じて信用秩序を維持し、円滑な資金供給を確保するとともに

預金業者保護を図るための制度である。

こうした考え方は世界的に共有されており、八八年七月にとりまとめられたバーゼル合意に基づき自己資本比率規制の枠組

みは現在、わが国を含め世界一〇〇カ国以上で使用されている。わが国の現行自己資本比率規制は上記バーゼル合意をふまえ、同年一二月に国内規制化

新規制案に加わった証券化の取扱い

証券化エクスポージャーのリスクを反映し、
資本賦課の適正化へ

バーゼル銀行監督委員会事務局

秀島 弘高

本年六月二十六日に公表された「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」改訂された枠組み（いわゆる新BIS規制案）には証券化の取扱いが新たに盛り込まれている。今回の抜本的な見直しの一つの契機ともなった証券化の取扱いについて簡単に解説するとともに、「取扱いが厳しすぎるのではないか」「証券化市場ないしは証券化取引を圧迫することにならないか」といった誤解を払拭することを試みたい。なお、本稿における意見はすべて筆者の個人的な見解である。

現行規制見直しの 問題意識

九八年三月にバーゼル銀行監督委員会（以下バーゼル委員会）が現行バーゼル合意を見直すことを決意した際、「現行合意は、とくに先進的な金融取引を行っている銀行に関して時代遅れになっている」という問題意識があった。このときに証券化は「先進的な金融取引」の典型的な例として関係者の念頭におかれていたと思われる（注1）。

一般的に証券化取引とは、特別目的体（SPV）に集めた資産（資産プール）を裏付けにして、発生するキャッシュフローを優先的に受け取ることができ、利回りは低い証券や、利回りは高いがキャッシュフローを受け取る順位はあとになる証券

等を発行して、さまざまなリスクとリターンの組合せをもつ商品と組成する取引手法である。

ももとの資産が銀行の貸出債権である場合には、この銀行は自らが保有しているポートフォリオの一部を売却することによって、自らのポートフォリオのリスク・リターン構成を能動的に変更できる。また、証券化によって組成された証券を投資家として購入する銀行にとつては、新たな貸出をせずに自らが望むようなリスク・リターンを有する商品を手取できることになり、うまく活用すれば証券化は銀行の資産内容を能動的に変更する際に有効な手段となりうる。

ただし、規制のうえでこうした取引に伴うリスク量の変化をとらえることは、とくに現行合意の枠組みを前提とした場合に

は容易ではない。現行合意では、基本的にエクスポージャーの額と資産の種類で自己資本比率の分母となるリスク・アセットの額が決まることとなっている。ここで、資産の種類とは、基本的に(1)現金、(2)政府向けないしは政府の保証付き与信、(3)銀行向けないしは銀行の保証付き与信、(4)住宅ローン、そして(5)その他、のみの区分となっており、(1)～(4)以外の資産には一律一〇〇%のリスク・ウェイトが適用されることとなっている。

この枠組みをそのまま適用すると、証券化による最優先部分であろうと最劣後部分であろうと、リスク・ウェイトはすべて同じということになってしまう。最優先部分（通常は残高が最も大きい）は、リスクが軽減されているにもかかわらず、現